

改定前申請締切:2026年3月16日 17:00 改定後申請開始:2026年3月19日

1 申請受付期間の延長

これまで

2026年9月末頃まで

改定後

2027年3月末頃まで

2 「大幅な賃上げ」の定義見直し

大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの特例を受ける場合
(事業場内最低賃金を申請時と補助事業実施期間終了時点で比較します。)

これまで

45円以上増加させる

改定後

3.0%(日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.0%) 以上増加させる

※自己の責によらない正当な理由なく、目標を達成できなかった場合、補助額は減額されます。

※上記以外に、給与支給総額増加の目標についても従来どおりの要件が適用されます。

3 省力化投資支援の拡充

① 収益納付の撤廃

② 補助上限額の引き上げ

従業員20人以下の補助上限額を引き上げます。

これまで

改定後

5人以下	200万円(300万円)	500万円(750万円)
6~20人以下	500万円(750万円)	750万円(1,000万円)
21人以上	1,000万円(1,500万円)	1,000万円(1,500万円)

()内は大幅な賃上げを行う場合

※ 補助上限額は、各交付申請時点での従業員数、大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの有無により決定します。

中小企業省力化投資補助金 カタログ注文型

2026年3月19日 制度が変わります

3 累計補助上限額見直し(2回目以降の交付申請において)

2回目以降の交付申請では、各申請時に定まる補助上限額を2倍にした額を1事業者あたりの累計補助上限額とし、前回までの累計交付額を差し引いた額を上限に申請ができるようになりました。

(ただし、各申請において、当該申請時点で定まる補助上限額を超える金額の申請を行うことはできません。)

補助上限額※

5人以下	500万円(750万円)
6~20人以下	750万円(1,000万円)
21人以上	1,000万円(1,500万円)

×2

1事業者あたりの累計補助上限額

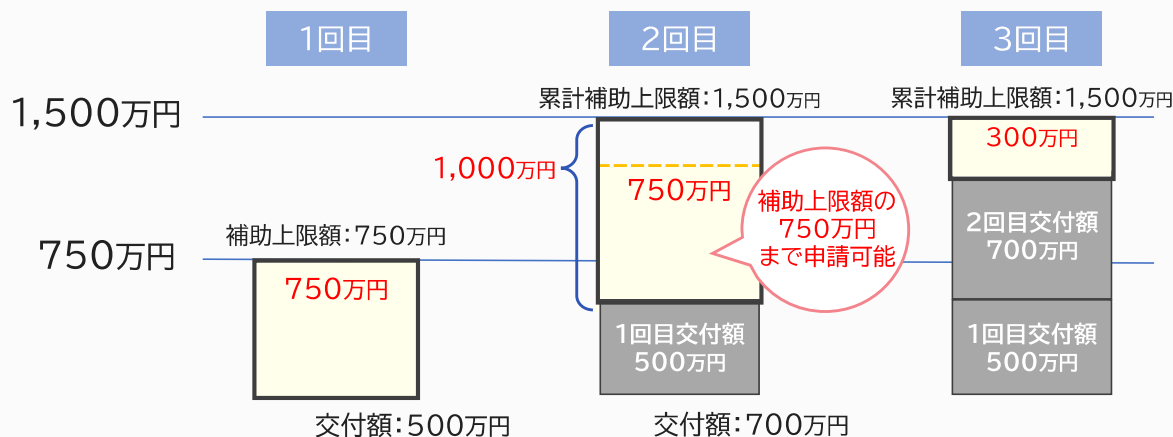
1,000万円(1,500万円)
1,500万円(2,000万円)
2,000万円(3,000万円)

()内は大幅な賃上げを行う場合

※ 補助上限額は、各交付申請時点での従業員数、大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの有無により決定します。

例

従業員10人(補助上限額引き上げの賃上げ特例無し)で3回申請する場合
補助上限額:750万円 累計補助上限額:1,500万円



2回目以降の申請における要件の追加

- ▶ 前回の補助事業によって省力化効果が得られていること。
(申請時に前回の補助事業によって得られた効果を報告すること。)
- ▶ 前回の交付申請時と比較して、事業場内最低賃金を3.5%以上上昇させていること。前回の交付申請時から2年以上経過している場合は7.0%以上、3年以上経過している場合は10.5%以上上昇させていること。

中小企業省力化投資補助金 カタログ注文型

2026年3月19日 制度が変わります

改定前申請締切:2026年3月16日 17:00 改定後申請開始:2026年3月19日

3月16日17時～3月19日13時までシステムメンテナンスを実施します。
新規のマイページ招待やマイページ、ポータルへのログインはできません。

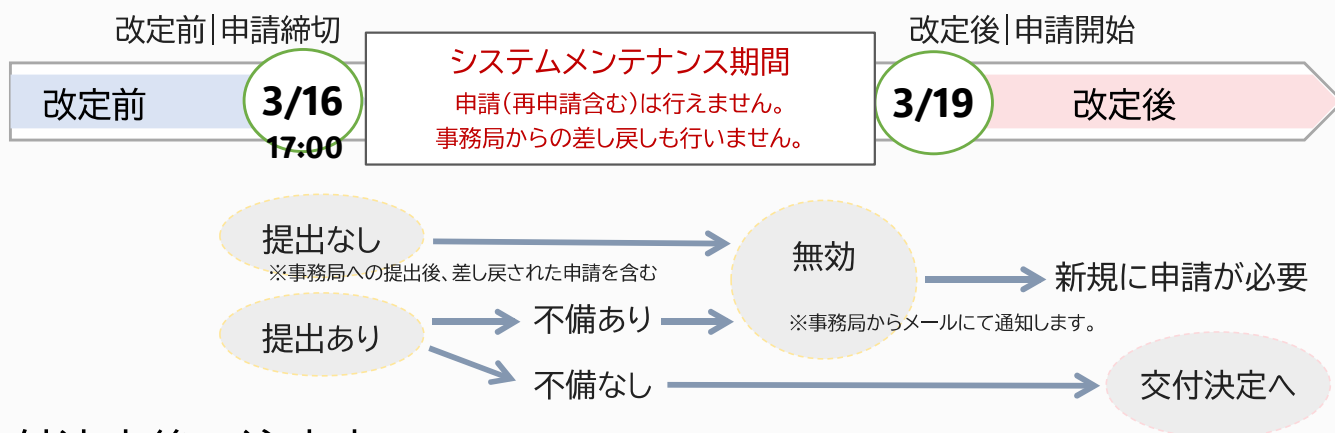
交付申請のタイミングにより適用される制度が変わります。
申請の際にはご注意ください。

交付申請 ・ 交付決定後における注意点

交付申請の注意点

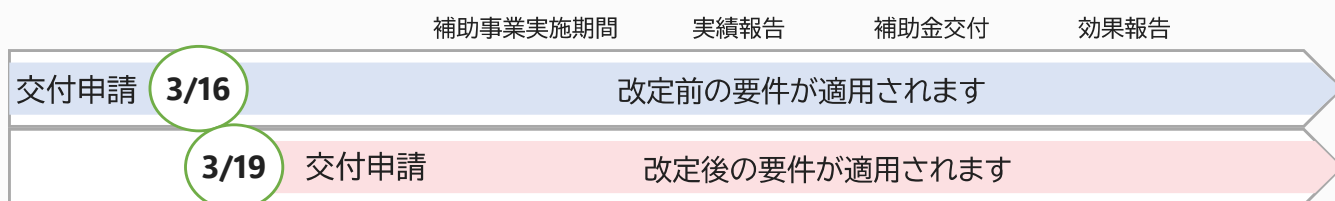
3月16日17時までに提出、または再提出されなかった申請や、提出した申請（再提出を含む）に不備があり締切までに修正が間に合わなかった申請は無効※になります。制度改定後の3月19日以降に、新たに申請し直してください。
※無効になる申請の対象者には、締切日以降に事務局からメールにて通知します。

- 審査には一定の時間を要します。締切間際に提出された申請は不備が解消できない可能性がありますのでご了承ください。
- 事務局から差し戻された申請でも、締切後は再提出できません。



交付決定後の注意点

改定前に提出され不備なく受理された申請については、その申請に限り改定前の要件が適用されます。



※参考(販売価格の改定) (改定期間 2026/3/4 - 2026/4/24頃)

販売事業者による販売製品の価格改定が行われている場合、それに伴い製品本体の補助上限額が変わることがあります。価格改定の仕組みについては本事業のコールセンターに、導入予定製品の価格等詳細については販売事業者にお問合せください。

申請の際には、本事業のホームページに掲載中の「公募要領」をご確認ください。